第五十五条の十一を次のように改める。

（工事安全推進官）

第五十五条の十一　港湾空港部に、工事安全推進官一人を置く。

2　工事安全推進官は、命を受けて、港湾空港部の所掌事務に関する工事の安全の管理及び指導に関する事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを整理する。

第七十七条第三号中「こと」の下に「次号に掲げるものを除く。」を加え、同条に次の一号を加える。

四　緊急災害対策派遣隊に関する事務の総括に関すること。

第八十条中「（関東地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局を除く。）」を「（東北地方整備局、北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局に限る。）」に、「計画管理課（関東地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）」を「計画管理課（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）」に、「（中部地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）」を「（関東地方整備局及び九州地方整備局に限る。）」に、「（関東地方整備局に限る。）」を「（中部地方整備局及び近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）」に改める。

第八十一条第十六号の五中「実施」の下に「並びに同法第十九条第五項の規定による国土交通大臣の指定に関する連絡調整」を加える。

第八十二条第二号中「こと」の下に「（九州地方整備局を除く。）」を加え、同条第三号中「都市整備課」を「関東地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、都市整備課の所掌に属するものを、九州地方整備局にあっては、都市・住宅整備課」に改め、同条第四号中「他部並びに都市整備課及び住宅整備課」を「関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、他部並びに都市整備課、住宅整備課及び建築安全課の所掌に属するものを、中部地方整備局にあっては、他部並びに都市・住宅整備課及び住宅整備課の所掌に属するものを、九州地方整備局にあっては、都市・住宅整備課」に改め、同条第五号及び第六号中「都市整備課」を「関東地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、都市・住宅整備課」に改める。

第八十三条第二号中「都市整備課及び住宅整備課」を「中部地方整備局にあっては、都市整備課及び住宅整備課の所掌に属するものを、九州地方整備局にあっては、都市・住宅整備課」に改める。

第八十四条第二十一号の二中「計画・建設産業課」を「東北地方整備局、北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局にあっては、計画・建設産業課の所掌に属するものを、九州地方整備局にあっては、建設産業課」に改める。

第八十五条中「から第二十号まで（第五号」を「、第五号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、住宅整備課及び建築安全課の所掌に属するものを、中部地方整備局にあっては、住宅整備課の所掌に属するものを除く。）、第六号から第二十号まで（」に改める。

第八十六条第一項中「及び第二十二号から第二十五号まで」を「（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、建築安全課の所掌に属するものを除く。）、第二十二号、第二十三号の二、第二十四号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、建築安全課の所掌に属するものを除く。）及び第二十五号」に改め、同条第二項中「ほか、」の下に「第八十四条第二十三号及び」を加える。

第八十六条の二第一号中「第八十四条第二十号」を「第八十四条第二十一号」に、「第二十二号、第二十三号」を「第二十三号、第二十四号」を「第二十四号」に改め、同条第二号中「関東地方整備局にあっては、建設産業課」を「建設産業第一課及び建設産業第二課の所掌に属するものを除き、近畿地方整備局にあっては、建設産業課」を「建設産業第一課及び建設産業第二課」に改める。

第八十九条第三項中「東北地方整備局、」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　東北地方整備局の河川計画課は、第一項各号に掲げる事務のほか、河川に係る国が設置する都市公園その他の公共空地に関する工事の計画（建政部の所掌に属するものを除く。）に関する事務をつかさどる。

第九十二条第二項中「東北地方整備局、」を削り、「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　東北地方整備局の河川工事課は、前項各号に掲げる事務のほか、河川に係る国が設置する都市公園その他の公共空地に関する工事の実施に関する事務をつかさどる。

第九十八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　東北地方整備局の道路計画第一課は、前二項に掲げる事務のほか、国が設置する都市公園その他の公共空地に関する工事の計画（建政部及び河川部の所掌に属するものを除く。）に関する事務をつかさどる。

第百二条に次の一項を加える。

3　東北地方整備局の道路工事課は、第一項各号に掲げる事務のほか、国が設置する都市公園その他の公共空地に関する工事の実施（河川部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第百三条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　地方公共団体からの委託に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、道路の保全（除雪を含む。）に係る応急の対策を行うこと。

第百六条中「港湾管理課」を「港政課　港湾管理課」に改める。

第百七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、第九号を削り、同条を第百七条の二とする。

第百六条の次に次の一条を加える。

（港政課の所掌事務）

第百七条　港政課は、次に掲げる事務をつかさどる

一　港湾空港部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　港湾の利用に関すること（港湾計画課及び港湾物流企画室（関東地方整備局にあっては、港湾計画課、特定離島港湾計画課及び港湾物流企画室）の所掌に属するものを除く。）。

三　地方整備局の事務所のうち港湾事務所、特定離島港湾事務所、港湾・空港整備事務所、空港整備事務所、航路事務所及び港湾空港技術調査事務所（以下「港湾事務所等」という。）の事務に係る法令等の遵守に関する事務その他の港湾事務所等の事務の運営の指導及び改善に関すること。

四　前各号に掲げるもののほか、港湾空港部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第百三十六条第一項中「五百八十五人」を「六百二十五人」に改める。

第百三十六条の三第一項中「六十人」を「六十四人」に改める。

第百三十七条第一項中「四十二人」を「四十三人」に改める。

第百三十八条第一項中「六十四人」を「六十二人」に改める。

第百三十九条第一項中「百七十三人」を「百五十五人」に改める。

第百四十条第九項中「港湾事務所、特定離島港湾事務所、港湾・空港整備事務所、空港整備事務所、航路事務所及び港湾空港技術調査事務所（以下「港湾事務所等」という。）」を「港湾事務所等」に改める。

第百四十二条第一項中「六十五人」を「六十八人」に改める。

第百四十三条第一項中「五十二人」を「五十四人」に改める。

第百四十五条第一項中「八十九人」を「九十一人」に改める。

第百四十五条の三第一項中「三十六人」を「三十七人」に改める。

第百四十五条の四第一項中「二十三人」を「三十三人」に改める。

第百四十六条第一項中「百三十七人」を「百六十六人」に改める。

第百四十七条を次のように改める。

第百四十七条　削除

第百四十七条の二を削る。

第百四十八条の五第一項中「三十一人」を「三十四人」に改める。

第百四十八条の七第一項中「四十二人」を「四十三人」に改める。

附則第十五条中「第三十二条の二」を「第三十二条」に改める。